



山形県公報

平成17年12月27日(火)
第1704号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則.....	(税 政 課) ...1394
山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....	(建築住宅課) ...1404

告 示

県議会定例会の閉会.....	(財 政 課) ... 同
生活保護法による指定医療機関の指定.....	(健康福祉企画課) ... 同
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(同) ...1405
生活保護法による指定施術機関の指定.....	(同) ... 同
生活保護法による指定介護機関の指定.....	(同) ... 同
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(同) ...1407
内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定.....	(生産流通課) ... 同
地籍調査事業計画の決定.....	(農村計画課) ... 同
県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....	(庄内総合支庁酒田農村整備課) ...1408
都市計画事業の変更の認可.....	(都市計画課) ... 同
平成16年2月県告示第116号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部改正	(建築住宅課) ... 同
平成17年1月県告示第46号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の 一部改正.....	(同) ...1409
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ... 同
同	(同) ... 同
開発行為に関する工事の完了.....	(村山総合支庁建築課) ...1410
同	(置賜総合支庁建築課) ... 同
同	(同) ... 同
昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約 約款及び物件購入契約約款)の一部改正.....	(出 納 局) ...1411

選挙管理委員会関係

告 示

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において 指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正.....	1412
---	------

公 告

平成17年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集.....	(市 町 村 課) ... 同
山形県知事等の自己署名証明書のフィンガープリント.....	(情報企画課) ... 同
一般競争入札の公告.....	(同) ...1413
監査の結果に基づき講じた措置の公表.....	(監 査 委 員) ...1414
一般競争入札の公告.....	(病院事業局) ...1415
同	(同) ...1416
同	(同) ...1417

規 則

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第89号

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成17年7月県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委任）

第2条 次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。

（1）条例第2条の規定による県民税の均等割の課税免除に関すること。

（2）条例第3条の規定による不動産取得税の課税免除に関すること。

2 条例第4条の規定による自動車取得税の課税免除に関する事務は、自動車税事務所長に委任する。

（課税免除申請書）

第3条 条例第5条に規定する課税免除申請書は、別記様式第1号から別記様式第3号までによるものとし、当該課税免除申請書には、定款の写し及び次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）条例第2条第1項の規定による課税免除の申請

イ 申請する特定非営利活動法人に係る登記事項証明書の写し

ロ 課税の免除を受けようとする事業年度の事業報告書及び収支計算書

（2）条例第2条第2項の規定による課税免除の申請

イ 申請する特定非営利活動法人に係る登記事項証明書の写し

ロ 課税の免除を受けようとする事業年度の事業報告書、収支計算書及び損益計算書

（3）条例第3条の規定による課税免除の申請

イ 取得した不動産の登記事項証明書の写し

ロ 不動産を無償で取得したことを証する書類

ハ 取得した不動産の図面（土地又は家屋の取得部分を明示したもの）

（4）条例第4条の規定による課税免除の申請

イ 取得した自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項の軽自動車届出済証の写し

ロ 自動車が無償で取得したことを証する書類

（課税免除の決定）

第4条 知事は、条例第2条から第4条までの規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、課税免除を決定したときは、その旨を課税免除決定通知書（別記様式第4号又は別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により課税免除を決定した後において、当該課税免除の決定に係る申請書及び当該申請書の添付書類に記載されている事項が調査したところと異なることを発見した場合は、当該課税免除の決定の全部又は一部を取り消すとともに、その旨を課税免除取消通知書（別記様式第6号又は別記様式第7号）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表中	受 任 者	委 任 事 項	を
-----	-------	---------	---

受 任 者	委 任 事 項	
自動車税事務所長	1 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に基づく次の事項 (1) 第2条第2項の規定による次の事項 イ 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条の規定による自動車取得税の課税免除に関する事 こと	に改め、同別表総合

支庁長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

- 9 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に基づく次の事項
 - (1) 第2条第1項の規定による次の事項
 - イ 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（以下この項において「条例」という。）第2条の規定による県民税の均等割の課税免除に関する事
 - ロ 条例第3条の規定による不動産取得税の課税免除に関する事

別記
様式第1号

受付印

法人等の県民税均等割課税免除申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

所在地
名称及び代表者氏名 印
電話 番

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第2条の規定により次のとおり法人等の県民税均等割の課税免除を申請します。

法人を設立した日	年 月 日		
免除を受けようとする事業期間又は事業年度又は均等割額の算定期間	年 月 日から	年 月 日まで	箇月
地方税法施行令第7条の4の収益事業を行っている場合	収益事業の種類		
	収益事業の概要		
収益事業に係る所得の計算上益金の額から損金の額を差し引いた額 (地方税法施行規則第6号様式の(71)記載額)			円
課税免除の要件	条例第2条第1項に基づく課税免除 条例第2条第2項に基づく課税免除		
添付書類	定款の写し 申請法人の登記事項証明書の写し 事業報告書 収支計算書 損益計算書 その他()		
備考			

様式第3号

受付印

自動車取得税課税免除申請書

年 月 日

山形県自動車税事務所長 殿

所在地

名称及び代表者氏名

印

電話

番

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条の規定により次のとおり自動車取得税の課税免除を申請します。

法人を設立した日		年 月 日	
免除を 受ける よとする 自動車	自動車登録番号・ 車両標識番号	登録年月日	年 月 日
	車名及び型式	車名 型式	
	乗車定員・最大積載量 及び総排気量	名	キログラム リットル
	取得年月日	年 月 日	
自動車の譲渡人	住（居）所 又は所在地	名称 又は 氏名	
使用目的			
主たる定置場の 所在地			
自動車の所有者	所在地	名称及び 代表者氏名	
自動車の使用者	所在地	名称及び 代表者氏名	
添付書類	定款の写し 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し 当該自動車が無償で譲り受けたことを証する書類		
自動車取得税額	円	摘要	

（注）自動車の使用者欄は、自動車の所有者と異なる場合に記入してください。

様式第4号

何 税課税免除決定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長
氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった 何 税に係る課税免除について、次のとおり決定しましたから、山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

税 額				円
免除した税額	円	納付すべき税額	円	
免除する事業期間 又は事業年度	年	月	日から	
	年	月	日まで	
決 定 の 理 由				
摘 要				

（注） この様式を不動産取得税に係る決定の通知に使用する場合は、

税 額				円
免除した税額	円	納付すべき税額	円	
免除する事業期間 又は事業年度	年	月	日から	
	年	月	日まで	

とあるのは、

納税通知書番号		年 度	
課税標準額	円	税 額	円
免除した税額	円	納付すべき税額	円

と書き換えるものとする。

様式第5号

自動車取得税課税免除決定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称及び代表者氏名 様

山形県自動車税事務所長
氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった自動車取得税に係る課税免除について、次のとおり決定しましたから、山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

自動車登録番号・ 車両標識番号		自動車を取 得した年 度	
課税標準額	円	税額	円
免除した税額	円		
決定の理由			
摘要			

様式第6号

何 税課税免除取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

年 月 日付けで決定した 何 税の課税免除を次のとおり取り消しましたので、山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

当初免除した事業 期間又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
当初免除した税額	円
当初免除した税額 のうち免除の取消 しをする税額	円
取消しの理由	

（注） この様式を不動産取得税に係る課税免除の取消の通知に使用する場合は、

当初免除した事業 期間又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
----------------------	--------------------

とあるのは、

納税通知書番号	年 度
当初免除した年度	

と書き換えるものとする。

様式第7号

自動車取得税課税免除取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称及び代表者氏名 様

山形県自動車税事務所長

氏 名 印

年 月 日付けで決定した自動車取得税の課税免除を次のとおり取り消しましたので、山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

自動車登録番号・ 車両標識番号		自動車を取 得した年 度	
当初免除した税額			円
当初免除した税額 のうち免除の取消 しをする税額			円
取消しの理由			

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第90号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

県営東山住宅	山形市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
--------	-----	-------------------

」 を

「

県営東山住宅	山形市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営十日町アパート	山形市	広場及び緑地、通路、駐車場

」 に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

告 示

山形県告示第1169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成17年11月28日招集した山形県議会定例会は、同年12月16日閉会した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第1170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
酒 田 市 立 八 幡 病 院	酒田市小泉字前田37番地	平成17.11.1
酒 田 市 立 青 沢 診 療 所	同 北青沢字家ノ前280番地	同
酒 田 市 立 升 田 診 療 所	同 升田字東向16番地	同
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン や わ た	同 小泉字前田37番地	同
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン ナ ー シ ン グ な ご み	米沢市福田町二丁目3番169号	同
石 黒 歯 科 医 院	鶴岡市日吉町8番6号	同 11.10
宝 田 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	同 宝田一丁目9番80号	同 12.1
小 松 歯 科 医 院	山形市あこや町三丁目9番10号	同 12.6

山形県告示第1171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
町立八幡病院	飽海郡八幡町小泉字前田37番地	平成17.10.31
升田診療所	同 升田字東向16番地	同
八幡町青沢診療所	同 北青沢字家の前280番地 八幡町 克雪管理センター内	同
町立八幡病院	同 小泉字前田37番地	同
医療法人社団 一步会小松歯科医院	山形市あこや町三丁目9番10号	同 11.8

山形県告示第1172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定施術機関の名称	開設者名	指定施術機関の所在地	指定年月日
飛塚接骨院	飛塚 真	東村山郡中山町大字長崎4617番地9	平成17.11.24
小林接骨院	小林 俊英	山形市渋江119番地	同 12.1
長岡接骨院	長岡 幹男	西村山郡朝日町大字宮宿1126番地	同 12.6

山形県告示第1173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
在宅介護支援センターおおやま	居宅介護支援	鶴岡市大山三丁目34番1号	平成17.10.1
老人デイサービスセンターおおやま	通所介護	同	同
ホームヘルプステーションおおやま	訪問介護	同	同
在宅介護支援センターふれあい	居宅介護支援	同 西新斎町14番26号	同

老人デイサービスセンターふれあい	通所介護	同	同
訪問入浴サービスふれあい	訪問入浴介護	同	同
ホームヘルパーステーションふれあい	訪問介護	同	同
なえづ在宅介護支援センター	居宅介護支援	同	ほなみ町3番1号
なえづ老人デイサービスセンター	通所介護	同	同
なえづホームヘルパーステーション	訪問介護	同	同
とようら在宅介護支援センター	居宅介護支援	同	三瀬字菖蒲田67番1号
とようら老人デイサービスセンター	通所介護	同	同
とようらホームヘルパーステーション	訪問介護	同	同
老人デイサービスセンターたかだて	通所介護	同	友江町23番14号
くしびきホームヘルパーステーション	訪問介護	同	上山添字成田21番地9
くしびきデイサービスセンター	通所介護	同	同
くしびき在宅介護支援センター	居宅介護支援	同	三千刈字藤掛1番地
温海デイサービスセンター愛寿園	通所介護	同	湯温海字湯之尻521番地12
温海支援センター愛寿園	居宅介護支援	同	同
介護センターほほえみ	居宅介護支援 訪問介護	東田川郡庄内町余目字三人谷地70番地	同
デイサービスはちまん	通所介護	同	字大塚1番地2
アイリスケアセンターこあら	同	酒田市こあら二丁目5番2号	同 11.4
ケアセンターとこしえあやめ通り	同	長井市緑町12番50号	同 12.1
医療法人徳洲会新庄徳洲会訪問看護ステーション	訪問看護	新庄市大字鳥越字駒場4623番地	同
医療法人徳洲会新庄徳洲会介護センター	訪問介護	同	同
訪問介護みんな	同	寒河江市大字寒河江字長岡1541番地	同
デイサービスセンターみんな館	通所介護	同	同
デイサービスセンターひがしざわ	同	村山市楯岡笛田二丁目19番57号	同

あっとホーム中里（デイサービス）	同	天童市中里七丁目3番13号	同
------------------	---	---------------	---

山形県告示第1174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年12月27日

山形県知事 齋藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
余目町在宅福祉サービスセンター	居宅介護支援訪問介護	東田川郡庄内町余目字三人谷地70番地	平成17. 9.30
デイサービスはちまん	通所介護	同 字大塚1番地2	同
松山町健康福祉センター	同	飽海郡松山町字西田6番地	同 10.31
社会福祉法人松山町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同
町立八幡病院	居宅介護支援訪問看護	同 八幡町小泉字前田37番地	同

山形県告示第1175号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項を次のとおり定めた。

平成17年12月27日

山形県知事 齋藤 弘

1 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	免許の内容たるべき事項				地元地区
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	
内区第11号	第二種区画漁業	こい養殖業	周年	東置賜郡高畠町大字高安字清水前5-2 清水ヶ原溜井	東置賜郡高畠町
内区第12号	同	同	同	米沢市三沢川筋参26127-1 片子温水溜池	米沢市

2 免許予定日 平成18年5月1日

3 申請期間 告示の日から平成18年1月31日まで

4 存続期間 平成18年5月1日から平成20年12月31日まで

山形県告示第1176号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成17年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成17年12月27日

山形県知事 齋藤 弘

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鶴 岡 市	添川、小名部及び越沢の各一部	平成17年10月 1 日 から平成18年 3 月 31日まで

山形県告示第1177号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営大台地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

平成17年12月28日から平成18年 2 月 1 日まで

4 その他

この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てに対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第1178号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 施行者の名称

村 山 市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 村山都市計画道路事業

(2) 名 称 3・4・1号江迎湯沢線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 な し

4 事業施行期間

平成15年 6 月13日から平成19年 3 月31日まで

山形県告示第1179号

平成16年 2 月県告示第116号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部を次のように改正し、平成18年 1 月 1 日から施行する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

県営東山住宅	1,200	を
--------	-------	---

県営東山住宅	1,200
県営十日町アパート	1,600

に改める。

山形県告示第1180号

平成17年1月県告示第46号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

	70.9	0.91	103,000	を
--	------	------	---------	---

県営十日町アパート	70.9	0.91	103,000	に改める。
	53.9	1.03	84,100	
	54.0	1.03	84,200	
	55.1	1.03	85,100	
	65.6	1.03	93,300	
	65.7	1.03	93,500	

山形県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月27日から平成18年1月9日まで縦覧に供する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東村山郡中山町大字長崎6番から		旧	35.0メートル	メートル 24
同 39番3まで			17.0	
同	上	新	90.5メートル 17.0	メートル 35

山形県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月27日から平成18年1月9日まで縦覧に供する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東村山郡中山町大字長崎10番1から 同 2828番2まで		旧	30.0メートル と 8.2	メートル 88
同	上	新	34.7メートル と 8.2	同上

山形県告示第1183号

次の開発行為は、完了した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年7月25日 指令村総建第5038号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾花沢市大字尾花沢字中新田3227 - 2 一部、3228 - 4 一部、3387 - 2 一部、3388 - 1 一部、3389 - 1 一部、3389 - 3 一部、3389 - 4 一部、3390 - 1 一部、3394 - 1 一部、3395 - 1 一部、3396 一部、3770 - 1 一部、3770 - 2 一部、3772 - 1 一部、3772 - 2、3395 - 1 地先、3370 - 1 地先

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

尾花沢市若葉町一丁目1番3号

尾花沢市土地開発公社

山形県告示第1184号

次の開発行為は、完了した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年8月2日 指令置総建第7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第2工区）

南陽市三間通字成梨1256番1、1256番3、1256番4、1257番1、1258番1、1258番1先水路、1259番1

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル

代表取締役社長 大高 善興

山形県告示第1185号

次の開発行為は、完了した。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年9月21日 指令置総建第13号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東置賜郡高畠町大字糠野目字南原式591番2、591番4、591番11

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東置賜郡高畠町大字糠野目876番地の2

有限会社 マルヤマ工芸

山形県告示1186号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成18年1月4日から施行する。

平成17年12月27日

山形県知事 齋藤 弘

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第49条の2中第4号を第5号とし、同条第3号中「第1号」を「前号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を削り、同条第1号中「、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項の規定による審決（独占禁止法第54条第3項の規定による該当する事実がなかつたと認める場合の）」を「独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分を全部を取り消す）」に改め、同号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第4号を第5号とし、同項第3号中「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を削り、同項第1号中「、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項の規定による審決（独占禁止法第54条第3項の規定による該当する事実がなかつたと認める場合の）」を「独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分を全部を取り消す）」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第15条第1項中第4号を第5号とし、同項第3号中「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を削り、同項第1号中「、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項の規定による審決（独占禁止法第54条第3項の規定による該当する事実がなかつたと認める場合の）」を「独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分を全部を取り消す）」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第179号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成17年12月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

「飯豊農村勤労福祉センター」を「飯豊町白楯地区公民館」に、「飯豊共同福祉施設」を「飯豊町東部地区公民館」に、

「	〃	飯豊町農村活性化センター	を	〃	飯豊町西部地区農村活性化センター	
	〃	飯豊町中部地区農村活性化センター		〃	飯豊町中部地区農村活性化センター	に改める。
			」	〃	飯豊町民スポーツセンター	」

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成17年12月27日

山形県知事 齋藤 弘

1 募集期間等

募集種目及び募集人員	募集期間	試験 期 日	試験 の 概 要	試験 場 の 位 置	試験 場 の 名 称	採用時期
2等陸士（男子約20名）	平成17年 12月27日 から平成 18年2月 13日まで	平成18年2月 18日	筆記試験 適性試験	米 沢 市 鶴 岡 市 東 根 市	米沢市西部公民館 鶴岡合同庁舎 東根市神町公民館	平成18年 3月又は 同年4月
2等海士（男子若干名）		未定	口述試験 身体検査	東 根 市	陸上自衛隊神町駐屯地	
2等空士（男子約10名）						

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方連絡部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方連絡部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

公的個人認証サービス山形県認証局が発行する山形県知事の自己署名証明書（以下「山形県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局自己署名証明書」という。）のフィンガープリントは、次のとおりである。

平成17年12月27日

山形県知事 齋藤 弘

1 山形県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

山形県知事の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA - 1	A3 F5 87 36 1B D6 BD 01 98 01 E1 0F 3B FA 6A 19 A1 CA 47 7B

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA - 1	2D FF 63 36 E3 3A 48 29 AA 00 9F 01 A1 80 1E E7 EB A5 82 BB

(注) SHA - 1 により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組み合わせで表示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県ホームページ再構築に係る電子計算機等の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年12月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eミーティングルーム（15階）
- (2) 日 時 平成18年1月10日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県ホームページ再構築に係る電子計算機等の賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年2月1日から平成23年1月31日まで
- (4) 入札方法

(3)契約期間に掲げる期間に相当する賃借料金の総価のうち2箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該サービスに関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁推進班 電話番号023(630)3199

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成18年1月5日（木）午後5時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成17年11月15日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成17年12月27日

山形県監査委員 佐 藤 藤 彌
 山形県監査委員 田 辺 省 二
 山形県監査委員 加 藤 淳 二
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
置賜総合支庁 産業経済部	工事施工管理が適切でなかったため、工事が大幅に変更され、工事完成が著しく遅延したものがあ	適正な施工管理の徹底が図れるよう、職員に注意を喚起するとともに、事業実施に当たっての工事仕様書を改正しました。 また、今回の事例を教訓として職場研修等を通じて監督職員の資質の向上に努め、再発を防止してまいります。
村山総合支庁 産業経済部	単価契約購入に係る支払いについて、出納整理期間にまとめて行われているなど大幅に遅延していたものがあ	物品等の購入については、注文、納品、支払いまでの管理を職員相互でチェックする体制を強化し、適正な支払事務に努めてまいります。
児童家庭課	過年度歳出返納金において、消滅時効完成後、長期間にわたり不納欠損の手続きを行っていなかったものがあ	消滅時効の完成している17件については、平成17年9月26日付けで不納欠損処分を行いました。 今後は、適正な債権管理に努め、各総合支庁による催促及び納入指導、時効中断事由となる措置等を積極的に進めるとともに、消滅時効が完成したのものについては、すみやかに不納欠損処分を行います。
保健薬務課	行政財産の目的外使用許可に係る土地建物使用料について、収入調定の手続きが遅延していたものがあ	行政財産の目的外使用許可に係る土地建物使用料の収入調定の適正化に努め、手続きが遅延しないよう注意してまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月27日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市青柳1800 山形県立中央病院3階 第2会議室
- (2) 日 時 平成18年2月8日(水) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成17年1月18日付け山形県公報第1611号）により公示された資格を有すること。
- (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市青柳1800 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、低入札価格調査制度（以下「調査」という。）を採用し、調査基準価格を下回る価格の入札者（以下「対象者」という。）については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
- (2) 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。
- (3) 対象者は、入札日から5日以内に履行確認等調査票を発注者に提出しなければならない。
（ 調査基準価格を下回った入札者全員に提出義務があります。）
- (4) 対象者は、入札価格の理由、内訳、労務の調達予定等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。
対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査票を期限までに提出しないとき
対象者に契約の意思がないとき
対象者が入札金額の範囲内で適正な履行が確保できることを証明できないとき
その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成18年2月3日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等にかかる契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約にかかる次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Yamagata Prefectural Central Hospital
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. February 8, 2006
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2660

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立中央病院寝具及び病衣賃貸借の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月27日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市青柳1800 山形県立中央病院3階 第2会議室
- (2) 日 時 平成18年2月8日(水) 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

イ 債務負担行為山形県立中央病院寝具及び病衣賃貸借

ロ 予定数量

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (イ) 入院患者、人工透析及びストレッチャー用寝具 | 730, 230組 |
| (ロ) 宿直室及び仮眠室用寝具 | 33, 360組 |
| (ハ) 病衣 | 587, 010組 |

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立中央病院

(5) 入札方法 (1)ロの(イ)、(ロ)及び(ハ)ごとに1組1日当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成17年1月18日付け山形県公報第1611号）により公示された資格を有すること。
- (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合していること。
- (3) 災害等により一時的に2の(1)のイの業務の実施に係る施設の操業が困難となる場合に備えて必要な措置が講じられていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市青柳1800 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則

第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定方法

2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2(1)の口の(イ)、(ロ)及び(ハ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書を平成18年2月3日（金）午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等にかかる契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約にかかる次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Supplying hospital linen to Yamagata Prefectural Central Hospital

(2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. February 8, 2006

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2660

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立中央病院院内物流等総合管理業務（ベッド・リネン管理及び看護補助関係）について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年12月27日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市青柳1800 山形県立中央病院3階 第2会議室

(2) 日 時 平成18年2月8日（水）午前11時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

債務負担行為 山形県立中央病院院内物流等総合管理業務（ベッド・リネン管理及び看護補助関係） 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立中央病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 2の(1)の役務とそれぞれ同種類の役務に係る契約を履行した実績を有すること。

(3) 2の(1)の役務につき、それぞれ仕様書に定める業務の区分ごとに、仕様書に定める要件を満たす人員を配置できること。

(4) 2の(1)の役務につき、労働安全衛生法第14条に基づく特定化学物質等障害予防規則による特定化学物質等作業主任者を配置できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市青柳1800 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定方法
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)、(3)及び(4)に係る証明書並びに資格証明の写しを平成18年2月3日（金）午後3時まで山形県立中央病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等にかかる契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約にかかる次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。
 - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
 - (5) 詳細については入札説明書による。